

平成30年1月10日 招集

北九州市西部農業委員会第8回総会議事録

1 会議の日時

平成30年1月10日 14時38分から

平成30年1月10日 15時50分まで

2 会議の場所

折尾出張所2階会議室

3 会議の出席委員（21名）

◆農業委員（13名）

3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄	8番	山田 泉
9番	田中 義一	11番	久保田 晴彦	12番	福田 甚裕	13番	梅崎 正和
14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	16番	松岡 勝信	18番	栗山 重隆
19番	吉武 淳一						

◆農地利用最適化推進委員（8名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	7番	小田 建治	10番	秋山 誠
17番	安田 和彦	20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司	22番	本田 春夫

4 会議の欠席委員（1名）

◆農業委員（1名）

1番 倉成 保彦

5 会議の出席職員

事務局長 森元 義男 次 長 石丸 校寛 農地担当係長 島崎 尚
主 任 菊池 一政 主 任 三原 晴樹

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）
議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第28号 許可又は受理の取消願について

(2) 一般議案関係

(3) その他

- ・農地の賃借料情報について
- ・福岡県農業委員会研修大会について
（平成30年1月26日（金）13：00～15：45、宗像ユリックス「イベントホール」）
- ・平成29年分源泉徴収票について（1月下旬頃送付予定）

7 議事 会長（久野 善隆）が議長となり開会を宣言 14時38分

事務局長	<p>皆さま、大変お待たせし、失礼いたしました。平成30年の最初の総会、回数で言いますと第8回目の総会となりますが、ただ今より、開始したいと思っております。それでは、以降の会議の進行につきましては、久野会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、新年明けましておめでとうございます。平成30年の最初の総会にあたり、皆さま方、元気にご出席いただき、誠に有り難うございます。新しい年の年頭の総会に当たりまして、まず、多くの目標を立てずに、3つの目標を立てたいと思っております。そして、これを必ずこの1年のうちに実行、達成したいと思っております。</p> <p>まず1つ目は、昨年皆さま方に調査を行っていただきました耕作放棄地の解消のための調査、全箇所とは申しませんが、そのうち2箇所以上は解消を実現したいと思っております。2つ目は新規就農者の確保、特に、昨年より北九州市に対して強く要望しております親元就農、このことに対する支援を市の政策としていただくために地元農家の実態調査を実施し、行政に要請を行いたいと考えております。3つ目は、皆さま方、また事務局より新しい意見の提案をいただきまして、その上で作成したいと考えております。このことについては、実行を伴った予算要望の作成に生かしたいと考えております。</p> <p>我々の本分であります農地法3条、4条、5条の業務につきましても、これまでと同様に、皆さま方の公平かつ厳格な処理と、今年の審議と運営に関する皆さま方のご協力をお願いいたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今より、第8回の総会を開催いたします。議事進行につきましては、着席を以って進行させていただきます。</p>
議長	<p>まず、出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は21名です。欠席の委員は1番の倉成副会長でございます。倉成副会長につきましては、昨年より、入院加療をされておられます。過半数の出席がありますので、ただいまより会議を始めます。</p>

議 長	次に、総会議事録の署名委員の指名をいたします。今回の署名委員は、3番の大庭副会長、6番の木原委員にお願いをいたします。
議 長	まず初めに、1頁の議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は委員会許可事案1件でございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。事務局の説明が終わりました。この件について、先の第二調査委員会で事前に審査をしております。先ほど申しましたように、倉成副会長が第二調査長についても務められているのですが、本日は欠席されておりますので、調査会において調査報告を行っていただいた梅崎委員に、代表して報告をお願いしたいと思います。
梅崎委員	それでは、議案第15号の農地法第3条許可申請について報告いたします。調査書では、ご覧のとおり要件を満たしております。申請地は今後ミカンの栽培を行う計画であり、売買について特に問題は無く、許可相当であるという結論になりました。以上でございます。
議 長	はい。有り難うございます。それでは、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	意見はございませんか。
	(異議なし)

議 長	地元のしっかりした方が引き続き耕作を行うということで、問題はないものと思います。
議 長	それでは異議なしということで、議案第15号につきましては、原案通り了承することに決定いたします。
議 長	次に、2頁の議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は県知事許可事案1件でございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。有り難うございます。この件につきましても、先の第二調査委員会で事前に審査をしております。その意見を、梅崎委員より報告をお願いいたします。
梅崎委員	はい。議案第16号の農地法第5条許可申請について報告いたします。今回の申請は、病院の駐車場2ヶ所の入庫状況をお知らせする案内板を設置する目的で転用するという内容でございます。地元水利権者の承諾も得ており、被害防除も十分であるため、委員会では特に問題なく、許可相当という結論でございます。以上でございます。
議 長	はい。有り難うございます。それでは、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	意見はございませんか。
	(異議なし)

議 長	はい。田圃の片隅に看板を立てるということで申請が為されています。異議がないようでございますので、議案第16号につきましては、許可相当として県知事に進達をすることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	次に、3頁から6頁までの議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものでございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。事務局の説明が終わりました。この件につきましても、先の第二調査委員会で事前に審査をしております。その意見を、梅崎委員より報告をお願いいたします。
梅崎委員	それでは、議案第17号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について報告いたします。利用権設定による農用地利用集積計画につきまして委員会において審議いたしました結果、内容については異議なく、承認相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。
議 長	はい。有り難うございます。それでは、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	利用権の設定ということでございます。よろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	はい。それでは、異議がないようでございますので、議案第17号につきましては、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい。それでは決定することにいたします。
議長	次に、7頁から9頁までの議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものでございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい。事務局の説明が終わりました。この件につきましても、先の第二調査委員会で事前に審査をしております。梅崎委員より報告をお願いいたします。
梅崎委員	それでは、議案第18号について報告いたします。農地中間管理事業の農用地利用集積計画につきまして委員会において審議いたしました結果、内容については異議なく、承認相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。
議長	はい。有り難うございます。それでは、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長	これは利用権の設定で、農地中間管理機構を通したものであるということでございます。別に問題は無いと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	はい。それでは、異議がないようでございますので、議案第18号につきましては、原案どおり決定することにいたしたいと思います。
議 長	次に、10頁から11頁までの議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、本議案は農用地利用配分計画案作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものでございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。この件につきましても、第二調査委員会で事前に審査をしております。その意見を、梅崎委員より報告をお願いいたします。
梅崎委員	それでは、議案第19号について報告いたします。農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について委員会において審議いたしました結果、内容については異議なく、承認相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。
議 長	はい。有り難うございます。それでは、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	質問はございませんか。

	(異議なし)
議長	はい。それでは質問も無いようでございます。異議なしということで、議案第19号につきましては、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。
議長	これをもちまして、議案の審議を終わります。ご審議有り難うございます。
議長	引き続き、報告事項に入ります。まず、12頁の報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい、引き続き、13頁から17頁までの報告第26号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい、次に18頁の報告第27号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい、引き続き、19頁の報告第28号、許可又は受理の取消願について、事務局の

	説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい。報告事項について、事務局の説明が終わりました。この報告事項について、何かご質問があれば、承りたいと思います。
7番 小田委員	ちょっとお尋ねします。14頁の2番についてですが、いま現在、建物が建っております。この地目が田になっているのですが。
事務局	この件は、市街化区域内の農地で届出案件となっております。本人より、所有権を移転した上で駐車場を建設するという届出が出ていましたので、そのまま受けたものです。
7番 小田委員	当地にはマンションと駐車場があるはずですが。それを取り壊して全部駐車場にするということですか。地図上ではL型に斜線を引かれているところにあたります。
事務局	字図が無いので、該当地が農地のどちらになるかが分かりませんので、これは確認して小田委員に報告させていただきたいと思います。
7番 小田委員	このような案件が良く出てくるため、それを言おうと思っておりました。私は現地を知っているのですが、このようなアパートなり駐車場なりに農地が喰い潰されています。そういったことは現地の委員には何も関係ないのでしょうか。今回の地図上の位置には建物が既にありますし、それを取り壊したとしても何の影響も無いとは思いますが、現地在が農地であった場合には関係してくるのではないですか。

事務局	<p>そうですね。ただ、市街化区域内の農地ですから、届出で済む話となってしまいます。市街化区域内の農地は市街化を図るような形となっていますので、届出が出れば、それは報告という形で受け付けることとなっております。</p>
7番 小田委員	<p>それであれば、農業委員、推進委員というのは、どういう働きをすることになるのでしょうか。</p>
大庭副会長	<p>市街化区域については殆ど受け付けることとなります。それを、あとは農業委員会で報告するだけです。</p>
議 長	<p>市街化調整区域については、許認可業務として委員会で審議しなければなりません。市街化区域については、都市計画を作成する際に、そこについては市街化を推進するエリアであり、農用地以外の目的としなさい、家を建てなさい、駐車場にしなさい、店舗にしなさいなど、そういった目的で、建築のことについても色々な用途地域で分離されています。そういったところで、農地以外にしなさいということでございます。ただ、農地に建物を建てたりするときには農地の地目変更をしないといけませんし、そういった時には農業委員会に、許可事案ではなくて届出で済むようになっています。逆にいうと、転用届出後に農地のまま地目が残っていれば、問題があるということになります。</p>
事務局	<p>そうですね。本来ならば、用途に合わせた地目変更の手続きを法務局で取らなければならないのですが、いま小田委員が仰られたことからいいますと、先に転用されているのに、登記地目が農地のままになっています。ですから、今回、後出しで届出を出した。そのことが手続きとしてどうかということでしょうか。</p>
議 長	<p>このような案件は以前にもあったと思います。地目変更をするためには、農地のままに先に農業委員会の届出をしなければなりません。地目が変わるのは、例えば建物</p>

7 番 小田委員	了解しました。
大庭副会長	農地転用後の登記が田圃で残っている以上、いくら住宅開発が進んでも、いつまでもこの問題は残ります。土地の用途を変更するとき、土地の所有者の中には、所有権移転手続きさえクリア出来るのであれば、届出を行ったり農業委員会を通したりすることもなく、地目変更手続きについても、しなくても別に害はないと考える方もいます。特に、宅地指導課を通すような場合、1,000㎡未満の場合に直接相談すると、宅地指導課は関係ないですよ、というようなことを言われるだけです。そのときに、例えば、転用後は登記地目を変更して下さいというような指導を行っていただければ良いのですが。
事務局長	様々な経緯があり、結果として、地目と現況が違うという場面が多々見られるようになって来ているのかなという気がします。それが実態としてどれくらいあるのか、どうしてそうなったかということは、今となっては正直分からないのですが、少なくとも、こういう形で地目が田で残って、申請者からはその田を転用したいという届出が出る以上は、それについては受け付けをし、この総会の場でご報告しなければならぬというルールでやっております。ルールであると言い切ってしまうとそれまでとなりますが、そのような形で事務処理を重ねていくほかないかとは思っております。
大庭副会長	税金の関係などは、田圃として登記されていても関係ないからですね。
事務局長	はい。現況で判断しますので。地目を変えようという理由は色々あると思いますが、仮に現状に合うような形で登記を変えようとする、どうしてもこのような届出を行い、その実績をもって法務局に行くというようなこととなります。
大庭副会長	このような状況であれば、10年経っても20年経っても同じこととなります。小田

	委員が言われるように、地目変更の手続きを何らかの方法で進めるなりして、どこかで解消していかなければならないと思います。委員がタッチしないというのであれば、ここに提出する必要もないはずでし。
議 長	この件は、書類を出した時点で既に農地ではないということですよ。
事務局	小田委員の今の発言からですと、既に転用されているということではないでしょうか。
7 番 小田委員	この図面は業者が用意するのですか。それともこちらで作ったのでしょうか。
事務局	この位置図は、大体の場所を、我々が地図上に塗って、お知らせしているものです。業者は大まかなものしか持って来ませんので、それを私どもが地図に落とし直してお知らせしております。ですから、このL字型が、そのまま業者が持ってきた図面どおりということではありません。それと言いますのも、字図ではないため、細かいところの線が書き難く、大体のところ書いたものに過ぎません。
7 番 小田委員	私事で申し訳ございませんが、この隣りは公園になっております。この公園は使用頻度も高く、去年のどんと焼きもここでやるなど、地域でよく使われる公園でもあります。その横にマンションが建っていて、住民もたくさん住んでいます。そこに煙が入るから駄目だ、太鼓を叩いても煩い、そういった苦情はやはり入ります。そのマンションを取り壊して全部駐車場にするということなのか、建物が建っているところを残すのだとして、どこを駐車場とするのか、私たちには分かりません。ただ、地域の方は気になるところでしょうし、私たちも地域からの委員として、農地がどこにあるかということは何も知らなくても良いのかというのは気にかかります。
議 長	今回の場所は建物が建っていない場所ではないですか。こんなマンションを建てるの

	に、農地転用をせずに確認申請が下りますかね。
事務局	いま確認しておりますが、恐らく過去に農地転用を出しているのではないかと思います。
議長	<p>そういった案件が結構あります。過去に農地転用を出して、こちらが許可を出しているのに、建物を建てた後に地目変更をしていないというケースはいくらでもあります。税制面からいえば、現状で課税をするため税制面では関係ありません。こちらは許可をすればそれで良いわけですし、あとは法務局での手続きだけということになります。これが再度出てきたとなると、おかしな話ということになります。そのあたりは、きちっと指導はしなければならないと思います。</p> <p>北九州市で建築物が建っている以上、それが不法建築でなければ、確認申請を取っているでしょうし、地目が農地になっている以上、農業委員会で変更の手続きをしないと受け付けないと思います。だから、恐らく農業委員会に書類を出して、1度は手続きをしていると思います。それが家が建ったからといって、法務局での地目変更の手続きをしていないというのはいくらでもあると思います。しなければならないのですが、罰則も何も無いですから、しない人は多いと思います。</p>
事務局	売買などが関わらない限り、切羽詰まらない限り、なかなか皆さん手続きはされないからですね。
議長	だから現状で建物が建っているのであれば、市街化区域ですが、一応指導はしないといけないと思います。そのあたりは小田委員にもお願いしたいと思います。
7番 小田委員	了解しました。

事務局	順次、端末にも情報を遡って入力しております。大体昭和50年くらいからの届出や許可については処理が終わりました。ただ、それ以前となると情報も不正確となります。
議長	確認のしようが無いでしょうからね。
事務局	はい。もう4、50年前のこととなりますと、それ以降に別の建物が建っているケースもあります。
議長	そしたら、小田委員、この件についてはこれでよろしいでしょうか。
7番 小田委員	はい。
議長	その他に何かあればお願いします。
議長	よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい、それではご審議有り難うございました。これで、農地法関係の議案審議を終わります。
議長	引き続き、一般議案等に移ります。今回、議案はございません。その他の項目に入り

	ます。
議 長	まず初めに、農地の賃借料情報について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、別紙資料で説明)
事務局	お手許に農地の賃借料情報というA4版の資料があると思います。平成29年、昨年 の1月から12月までのデータを基に算出しております。算出方法といたしましては、 最も高い金額、最も低い金額は極端な数値ということで排除し、残ったものから最高、 最低、平均値というふうに出しております。あと、下のほうに参考ということ で筆数を書いております。実際には、賃貸借で1筆だけというのはごく稀でございま して、1件で何筆もというケースが多くなっています。筆数はかなりございますが、 件数として考えたときには、非常に少ない件数ということに変わってくるものと思 います。
大庭副会長	この参考資料についてですが、かなり実態とはかけ離れていると思います。いま現在、 借りられている方の最高と最低を出していますが、若松の場合、受託者組合の関係で、 昨年12月に改定して、最高が8千円、最低はタダでした。中間で5千円です。香 月、木屋瀬、折尾などでは未だ改定していないと思いますが、それでも最高は1万円 から8千円というところだと思います。この資料は現状とはかなりかけ離れています。 コメの値段も変わっているし、それとナラシの関係、直接支払いの制度が平成29年 で無くなりました。30年は減反の廃止の関係もあります。これからどういう形にな るのかも分かりません。自分のところでは中間管理機構に申請を出していますが、中 間管理機構では賃貸借の期間が10年ということで、ある程度、貸す方に対してメリ ットを与えるような形になっています。5年先、10年先のことを考えると、やっぱ り現状に合った査定をしなければ、担い手への集積も難しいものになると思いま す。そういった中で、農業委員会も地域の調査をしながら、適正な価格を参考資料として 提出していくようお願いしたいと思います。

事務局	<p>ここに書かれています最高、最低の数字というものは、実際に入ってきたデータから出していますので、数字的には問題ないものと考えております。ただ、先ほど件数が少ないということをし申し上げましたが、件数が少ないために、例えば親戚同士ですとか、そういった特殊な事情があって高い金額を設定する、逆に安い金額を設定するといったこともあると思います。こういったことも、件数が少ない中では非常に影響が大きいのではないかと思います。それから、最低の価格の場合は0円ということになりますが、0円が何件あるかと計算の中に入れては、使用貸借ということでは別途あげてあります。金額には影響が出ていないという形になります。</p>
大庭副会長	<p>参考までに、0円というものが、大体5千円以下というくらいになると、手間がかかるということでもタダになるケースが多いです。ですから、金額が出るのは大体5千円以上ですし、5アール以上1反以下、1反以上、そういった形も考慮されます。それから問題は、耕地整理されたところとされていないところ、現状に関して若松は若松で色々話し合いをしていますが、かなり辞められる方が多くなっていきます。特に中山間地では農業をリタイアされる方がほとんど出てきますので、担い手を探すのがかなり難しい状況になっております。</p> <p>地域のことでは、例えば、水の当てや、池のことなどを管理する人が分からなくなるから、耕作者のほうで管理してくれないかということと、地域によっては、水当てるか、6千円とか3千円とか、あるいは賦課金を出すということと、そういう話もどんどん来ています。そういう中で担い手が作業をするということになれば、小作料を払って水当て等を払ってまで、そういう関係の中でやっていくというのは、これは相当に困難であると思います。そういう形を耳にした中で、借料を、もう少し農業委員会を通じ、地域にお願いした、一律に考えるのではなく、例えば、中山間地であれば条件不利なものでこういった金額でなければ出来ませんよ、耕地、整理されて条件の良い土地は値段が高いとか、若松では昨年12月の話し合いでは、地域ごとに値段を決めようという話になりました。何故なら、地域によっては数千円の水当てを取られる、地域の賦課金を取られる、電気料金を取られる、出方もある、そういった関係の中で、この地域の中ではこれだけの金額にしましょう、そういう取りまとめをしました。</p>

	<p>そうすることによって、なるべく耕作放棄地を無くすという努力をしていかなければ、今後大変なことになるのではないかと考えております。ですから農業委員会においても、なるべく早くそういった形の中で、一律に何も彼も、良いところも悪いところも同じ条件で出すのではなくて、何らかの耕作が出来るような態勢を作っていくことも必要ではないかと思っております。私の個人的な意見で申し訳ございませんが。</p>
12番 福田委員	<p>ちょっとよろしいですか。若松の田圃はいくらでしょうか。</p>
大庭副会長	<p>若松は12月に話し合いまして、1反以上は田圃も畑も8千円です。それからもう1つ、耕地整理をしていないところは1反あたり5千円です。私が今度、法人の名義で中間管理機構を通して契約を結んでいますが、それは全て、この決まった値段によっけています。元々、担い手が殆どいない状況の中で私のところに話が舞い込んだわけですが、貸し手の方に対しては、この新たに決めた金額を話しまして、それでも結構ですという形で契約を結んでおります。</p>
議長	<p>これについては、先の農地議案の審議、農地中間管理事業に関する件で、10頁にいま言われた法人さんが受け手となっている件がございます。1番の単価は8千円、2番は5千円、11頁の3番は7千円になっております。それが地域で話し合われた決めたものなのか、法人さんが独自に地域の方と話し合われて決めたものなのかは分かりません。</p> <p>元々、農業委員会がその小作料の単価を決めていたということもございましたが、今は法律で農業委員会はそれを示してはならないものとされています。ですから、農業委員会が小作料を決めることが出来ていたのですが、両者の出し手の代表と受け手の代表、香月では受託者組合というものがありますが、両者の代表が出てきて、ここで、その単価を毎年決めていまして、高いときには1万8千円くらい、の時期もありました。当時から価格がどんどん下がって、1万6千円の頃まで農業委員会で価格表示を行ってまいりました。その後、法律が変わり、農業委員会はそういうことを示してはならないというふうになりました。ですから、いま行っているの</p>

は、実際に農業委員会が処理した賃借料の高い金額と安い金額、それから平均値を取ったもの、それを公表するくらいのことになささいということになっていきますので、この資料を作っております。

実際のところ、高い金額を示されると、本当にコメの値段がこれだけ下がっているのに困るという意見が、毎年この会議では出ます。そのあたりをどうするのかというのはありますが、安いほうの金額も出していきますし、平均も出していきますので、あとは地元で話し合っていて、決めてもらいたいと思います。情報公開だけを農業委員会では行うというようにしています。以前は、単価をA、B、Cとランク分けし、山の奥の水当ての悪い土地はCランク、平地の平等に区画され、農道も整備されたところはAランクということに公表していましたが、今はそういうことを、法律で出来ないものとしたため、このような表示になっています。

基本的には、昔から1反がコメ1俵というのがあったと思います。いまは1万2千円から3千円ぐらいの間で推移し、去年からは飼料米に転換されて食糧米の価格が良くなっており、どんどん在庫も減って来ているようです。単価は確かに上がって来ているようですが、極端な上がり方はしていないため、どうなるのかというのはあります。実際、コメの値段がこれだけ下がると、コメ1俵といっても実際にはきついですよね。だから、もう、これでは作れないというところでは、タダでも良いから作って欲しいという意見も出ていきますし、それをこちらがこうしなさい、ああしなさいと指導する権限もございませぬ。ある程度、大庭副会長が言われたとおり、そこそこの地域で設定していかなければ無理があると思います。

大庭副会長

そうですね。いま久野会長が言われたとおり、地域の中で話し合っていかなければならないと思いますし、それともう1つ、北九州のことに限っては、若松や各地区の代表者が集まって会議をするというふうになっています。若松では、地域に合わせたやり方、一律ではなく、地域に合わせた感覚で行こうということにもなりましたので、そういう形で、若松以外の地域とも、会議をしながら進めていきたいと思っています。あくまでも、農業委員会においては参考資料ではございますが、地域性を踏まえたものを、担い手の関係も高齢化の問題で、5年もすればかなり深刻化していると思います。そういったこともありますので、ある程度きちんとしたもの、実態に合うような

ものをどこかで模索していかなければならないと思います。その時は、皆さんと話し合いながら、良い方向に詰めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長

各地域で農事組合長会があります。そういった中で、各地域ごとに、ある程度、いま私どもが出したこの資料を参考にされるなら参考にさせていただいて、西部管内に6つの農事組合長会がございまして、そこである程度は決めていただきたいと思っております。

それから、今年の1つの目標として、共通的にお願いしたいのですが、各農事組合長会、これにはそれぞれに關係する委員さん、出身の委員さんについて、農業委員会の要件があるときだけではなく、出席していただきたいと思っております。そのお願いについても、事務局と話し合って進めて行こうと考えております。そういったところで、地元の見解を、冒頭に私が申し上げた2項目ですが、それ以外にも3項目ということも申し上げさせていただきます。皆さんには農事組合長会の中に入らせていただきたい、意見を吸い上げていただいて、この農業委員会の中で、どういうことを求めているのかということ整理して、予算要望なり、その時は農林水産部と正副会長で協議し、それから議長、副議長とも提案、協議し、そして市長との意見交換会を行います。そういった予算要望などの叩き台としたいと思っております。今までは、多いときには20項目もありましたが、いっぱい挙げれば形だけになってしまいます。国が色々と耕作放棄地のことは言っていますし、学校給食のことなどありますが、それらを絞りに絞って3つくらいにし、その代わりに、その年に提案したことは絶対にやるという意気込みで、絞ってやっていきたいと思っております。

是非、2ヶ月に1回の各農事組合長会に積極的に参加していただいて、そこでの意見を吸い上げ、農協では出来ない、行政に対する意見、そういう農業委員会に与えられた権限をフルに発揮していきたいと考えています。そういうことで、また、事務局からそのあたりの提案もさせていただくこととなります。この総会の後には運営委員会を開催しますが、このことについても検討させていただこうと考えておりますので、是非、ご協力をお願いいたします。

議 長	それでは、賃借料の件についてはよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	それでは、次に、福岡県農業委員会研修大会について、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、別紙資料で説明)
2 番 浦 邊 委 員	研修大会の後、浜風での新年会に行きますよね。事務局からは何名行かれるのですか。資料を見ると1名となっているようですが。
事 務 局 長	資料を作る時点ではそうだったのですが、私が往路は東部のバスに乗り、帰りは西部のバスに乗らせていただいて、そのまま浜風まで行かせていただこうと思っております。
2 番 浦 邊 委 員	前回のときにも思ったのですが、やっぱり事務局も我々の新年会とか忘年会とか、懇親会の中に入れていただいて、一緒に意見交換をして頑張っていきたいと思います。出来れば入れていただきたいという、私の考えでございます。
事 務 局 長	有り難うございます。いつもと同じ顔ですが、私ども2人が行かせていただこうと考えております。
議 長	これは、事務局長は費用を負担してもらわないと仕方ないと考えておりますが、もうお2方くらい、私たちの会で面倒を見て、何とかしたいということを考えております。このことを提案したいと思うのですが、みずほ会のほうから2名くらい、出来るだけ

	農地の関係とかについて、言いたいことを言うような意見交換をすることも良いことだと思います。如何でしょうか。
	(一同、拍手)
事務局長	有り難うございます。それではもう1名、出席させていただくということでご相談させていただきたいと思います。
議長	はい。そういったことで、よろしく願いいたします。
議長	それでは、研修大会について、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、最後に、源泉徴収票について、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、別紙資料で説明)
議長	はい。有り難うございます。源泉徴収票についてはよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、他に事務局からはございませんか。

事務局長	はい。連絡というか、ご報告をさせていただきます。冒頭、会長が仰られましたように、倉成副会長が12月下旬より入院されています。西部農業委員会、みずほ会として、その規約によりますと、2週間以上の入院の場合にはお見舞金を支給するということが定められていますので、私が先週ご家族の方に連絡をいたしまして、みずほ会としてお見舞いに上がることをお伝えしました。そのことをご報告させていただきたいと思います。以上でございます。
議長	はい。みずほ会から、代表して事務局がお見舞いに行くこととしております。直接懇意にされている方がいらっしゃれば、個人でのお見舞いもよろしく願いいたします。
議長	事務局からは他によろしいですか。
事務局長	この後運営委員会がございますので、運営委員の方はよろしく願いいたします。
議長	はい。会長室のほうで運営委員会を開催しますので、委員の方は、総会終了後にお集まりいただくようお願いいたします。
議長	皆さんから、他に何かございませんか。
	(異議なし)
議長	はい、それでは、これで新年の最初の総会を終了いたします。大変長時間、お疲れ様でございました。